

育児休業手当金の支給期間の延長（子が1歳6か月から2歳までの再延長）の取扱いについて

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）により地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の2が改正され、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から、総務省令で定める場合に該当するときは、育児休業手当金の支給期間を育児休業等に係る子が1歳6か月から2歳に達する日までに延長する（以下「育児休業手当金の支給期間の再延長」という。）こととされました。この取扱いについては下記のとおりです。

記

1 育児休業手当金の支給期間の再延長の対象

育児休業の対象が「施行日以後に2歳に達するまでの子」で、当面その保育が実施されない場合、施行日以後2歳に達する日まで育児休業手当金が支給されます。

2 育児休業手当金の支給期間の再延長の請求手続き

1歳6か月から2歳まで支給期間を延長する際には、改めて育児休業手当金延長請求書を提出してください。（1歳時点の請求手続きで2歳までの期間延長は認められません。）

3 育児休業手当金の支給期間の再延長の確認

育児休業の対象となる子について1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等の入所不承諾通知など当面保育が行われない事実を証明することができる書類の提出をもって、支給延長の要件に該当することを確認します。（1歳時点の支給延長要件の確認の手続きと同様の手続きを行います。）

ただし、既に発行された入所不承諾通知であって、同通知の有効期限が事例アの場合は1歳6か月時点、事例イの場合は施行日時点を含んでいる場合には、同通知をもって入所できない状態確認を行ったものとします。

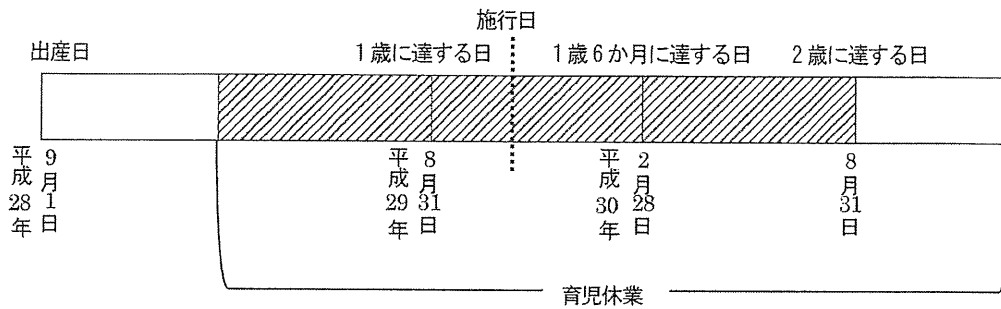
4 育児休業手当金の支給期間の再延長の事例

次のアからエまでのいずれかに該当する場合が対象となります。

【事例】

ア 育児休業に係る子が1歳の時点で地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5第1項による育児休業手当金の支給延長に該当し、施行日以後、当該子が1歳6か月時点においても当面その保育が実施されない場合

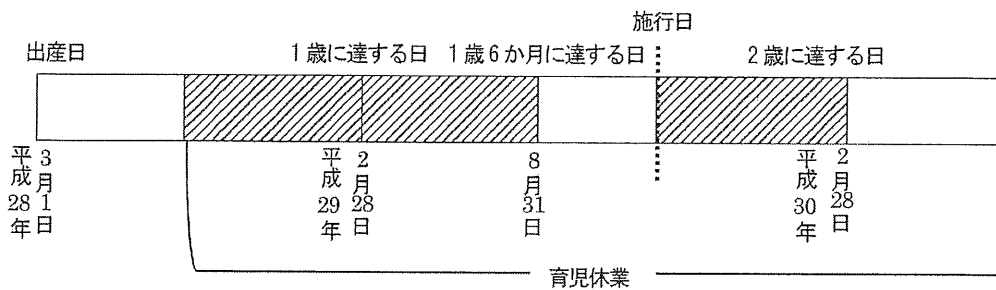
(注) 網掛け部分が育児休業手当金の支給期間



※1歳6か月に達する日とは、出産日から起算して1年6月後の応当日の前日をいう。

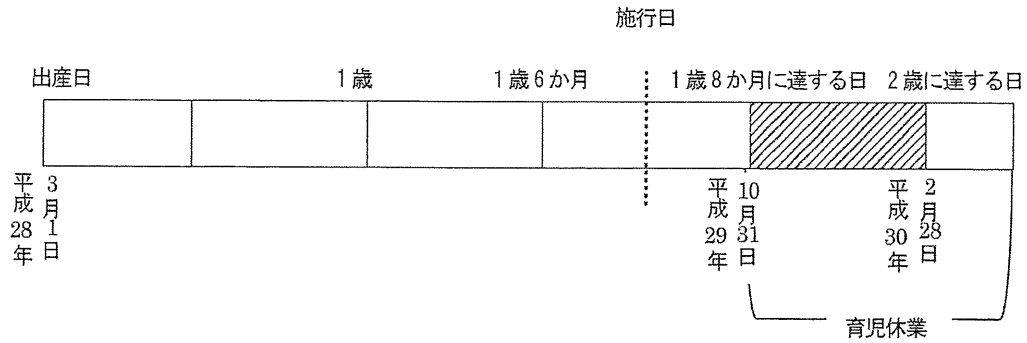
・原則として1歳6か月時点（平成30年3月1日以後の期間）の入所不承諾通知が必要

イ 施行日前に1歳6か月に到達し、育児休業手当金の支給が終了しているが、当面その保育が実施されない場合が続いており、施行日以後2歳に達する場合



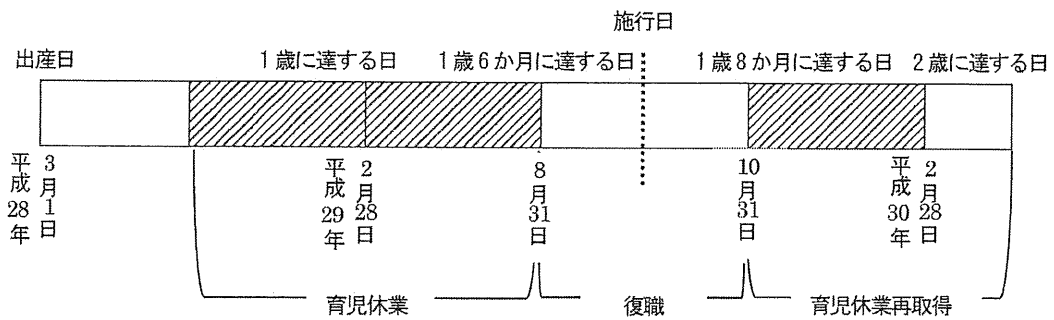
・原則として施行日時点の入所不承諾通知が必要

ウ 施行日以後、育児休業を開始し（対象となる子が1歳6か月から2歳までの間）、以後2歳に達する場合



・ 育児休業開始時点の入所不承諾通知が必要

エ 施行日以前に1歳6か月到達し、育児休業手当金の支給が終了しているが、施行日以後に再度育児休業を取得する場合



・ 育児休業再取得時点の入所不承諾通知が必要